

日本運動器看護学会役員選出規程

- 第1条 この規程は、日本運動器看護学会会則第11条を受け、役員を選出に必要な事項を定める。
- 第2条 理事会は、正会員の中から6名の選挙管理委員を委嘱する。
2. 選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下「委員会」とする）を組織し、役員を選出を行う。
 3. 委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選によって決める。
 4. 選挙管理委員は、選挙権および被選挙権を有する。
- 第3条 理事会は役員候補者の推薦名簿を作成する。
2. 理事候補者は10名程度のうち、地区代表の候補者を含み理事会が推薦する。
 3. 地区区分は、北海道・東北、関東、甲信越・北陸・東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄・他の6地区とし、その定数は当面のところ、1地区1名に定める。
 4. 監事候補者は理事会が推薦する。
 5. 役員候補者は、入会年度を含めて5年以上を経過し、名簿作成時現在その年度の会費を納入した正会員でなければならない。
但し、入会后5年未満であっても、理事会が必要と認めた場合は、役員候補者とすることができる。
 6. 役員候補者の推薦にあたっては、会員歴、運動器看護に関わる研究・実践業績、本学会活動への貢献などを考慮する。
 7. 役員候補者に対しては、選挙前に被選挙人となることを承諾するかどうかを決定できる手続きをとり、承諾した場合に限り被選挙人名簿に氏名を掲載する。
- 第4条 選挙管理委員会は、理事会が推薦する役員候補者名簿にしたがって、被選挙人名簿および選挙人名簿を作成し、被選挙人名簿を選挙人に配布する。
2. 前項名簿は、地区代表とその他の理事候補者は区別しないで作成する。
- 第5条 選挙期日は、選挙管理委員会で決定し、本学会誌その他の方法で、正会員に告示しなければならない。
- 第6条 開票は、選挙期日の最終日消印で到着した投票用紙について、選挙管理委員会が行う。
- 第7条 当選者は、有効投票の過半数を得た者とする。有効投票の過半数が得られなかった場合は、当該地区より補充選挙を行う。
- 第8条 選出された者が定まったときは、選挙管理委員会が当選の旨を通知する。
- 第9条 理事長は当選者を総会に報告し、承認を得、学会誌及びインターネットのウェブサイトに掲載しなければならない。
- 付則 この役員選出規程は、平成22年6月6日より施行する。
役員選出規程の改正（役員候補者）は、平成25年10月31日より実施する。